

「自動車運送事業者等以外の事業者の判断の基準となるべき事項」 の改定について

「自動車運送事業者等以外の事業者の判断の基準となるべき事項」の改定点は以下のとおり。

1. 「自動車を使用する一般事業者による排出量の抑制のための措置」について、以下の事項等を追加。

- 重点対策地区内において自動車を運行する場合には、特に積極的に自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図ること
- 対策地域内において流入車を運行する際には、排出基準適合車を優先的に配車するとともに、ステッカー制度を利用し、排出基準適合車であることを積極的に表示すること

2. 「荷主及び発注者による排出量の抑制のための措置」について、以下の事項等を規定。

- 貨物自動車運送事業者等の貨物自動車について、ステッカー制度を利用し、排出基準適合車であること確認するなど、貨物自動車運送事業者等による排出基準適合車の使用を促進すること
- 貨物自動車運送事業者等が行う低公害車等の導入やエコドライブの実施等に対して協力すること
- 他の事業者と連携しつつ、共同輸配送の促進、輸送頻度の削減等による車両走行量の削減等に取り組むこと

3. 「関係事業者の連携」について、以下の事項等を規定。

- 事業者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出を抑制するための措置について、懇談会の設置、情報交換の実施等により、関係事業者の連携及び協議体制の構築を図ること

4. その他時点修正等。